

「宅建業法編」学習のポイント

20 / 50

1. 宅建業法では満点を狙う
2. 【講座紹介】R07 宅建 基幹講座「宅建業法編」

【宅建業法の特徴】

1. 一番やさしい分野であり、配点が多い

⇒ 得点源とすべき科目

50問中20問出題されるが、満点を狙う or 狙いたい

★合格点の半分は業法で稼ぐ ← 目標/ノルマ

2. 例年同じような論点が出題される

⇒ 過去問も豊富にあるので、演習中心で知識を習得しやすい

【学習の基本方針】過去問演習で正答率を上げていく <<#1000>>

3. 暗記項目を正確に覚える/解き方を確立させる

⇒ とにかく、取りこぼしをしない/ミスをしないことが重要

宅建試験においては、ここががんばりどころ

免許基準 宅建業法 R01-43-2

欠格ではない

【問】 正誤をつけよ。

免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、刑法第 252 条(横領)の罪により懲役 1 年執行猶予 2 年の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了している場合、その満了の日から 5 年を経過していなくても、当該法人は免許を受けることができる。

【答え】 正しい

《基礎知識》 免許の基準(抜粋)


免許権者は、免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、免許をしてはならない。

懲役

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

※ 執行猶予期間が満了すれば、(直ちに)欠格事由ではなくなる

十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに欠格事由に該当する者のあるもの
(宅建業法 5 条 5 号、12 号)

★ 法人免許? 

- 役員
- 政 使用人

+ 欠格

⇒ 法人免許 NG

★ 禁錮/懲役 $\xrightarrow{\text{執行已終り}}$ 5年 NG

↳ 執行猶予
期間 $\xrightarrow{\text{終了}}$ 直ぐOK

【講座紹介】 渋谷会 WEB ストリーミング講座

R07 宅建 基幹講座「宅建業法編」

正確な知識を習得して業法満点を取るための講座

担当講師 佐伯竜

宅建業法編 全 22 回 約 17 時間 宅建業法・特定住宅瑕疵担保履行法

渋谷会 10th Anniversary 特別価格

令和 7 年版『宅建基幹講座』宅建業法編

《WEB ストリーミング配信》

特別価格: ¥17,479- (税込)~

その他、講座の詳細は【渋谷会 WEB サイト】で

(印刷版教科書、ストリーミング講義、映像・音声ダウンロード、質疑応答など、、、)

渋谷会 WEB サイト

<https://shibuyakai.com/>

【使用教材】

令和7年版【渋谷会】宅建教科書

1. 宅建業法編

※ PDF データは無料配布



※ 有料印刷配送サービス:

宅建業法編 2025年1月下旬発送開始

※ 講義中に記載した【板書】・「教科書の書き込み」は、PDF データで配布します